

農業振興地域内農用地区域からの除外についてのご案内

1. 農振農用地からの除外について

本庄市では、「農業振興地域整備計画(以下「整備計画」)」の中で農業振興地域内農用地区域(以下「農振農用地」: 俗称「青地」)を定め、農業の健全な発展を図っています。

農振農用地は、農業上の利用を確保するために定められた区域で、農業以外の目的(住宅・商業施設・駐車場・資材置場など)への転用は農振法によって厳しく制限されています。

しかし、社会経済情勢の変動やその他の情勢の推移により土地利用の見直しが必要な場合も生じることから、**限られた条件**の中で、農振農用地からの除外の申出を受け付け、整備計画を変更しています。

2. 農振農用地からの除外の要件について

「農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項」の要件を満たし、かつ除外の目的が**本市の除外要件**を満たすものに限られます。

なお、上記要件を満たしても、農地法、都市計画法、建築基準法等、他法令の許認可が見込まれない場合は、農振農用地区域からの除外の申出を受けられませんのであらかじめご了承ください。

●農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項の要約

(1)	その土地を転用することが必要かつ適当であって、農振農用地以外の土地をもって代えることが困難であること。
(2)	除外することにより、農用地区域内における地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められること。
(3)	除外することにより、農振農用地の集団化、農作業の効率化など農業上の総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないこと。
(4)	除外することにより、農用地区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがないこと。
(5)	除外することにより、農用地区域内の農業用施設(水路・農道など)の有する機能に支障を及ぼすおそれがないこと。
(6)	土地改良事業実施後8年を経過している土地であること。

●本市の農振農用地からの除外要件

除外が可能な目的の種類は、道路や公園など土地収用法第3条に該当する施設や医療機関、社会福祉施設、農家住宅、分家住宅、農業者などが設置する農業施設(集出荷・加工・販売等)、既存施設の拡張、公共事業により移転する施設、地域住民の駐車場、事業所がその近傍に設置する資材置場や駐車場、沿道サービス施設(給油所など)、また市長が認めた農業振興に必要な施設などです。

ただし、上記の除外要件をクリアしても、農業委員会や農業団体の意見、審議会の答申、埼玉県との協議などが整わない事により、申出が反映できない場合がございます。ご留意ください。

3. 農振農用地からの除外の申出受付期間

申出の受付期間は、毎年4月、8月、12月の年3回です。

また、受付期間の前月までに事前相談をされ、除外の可能性があると判断された場合のみ申出を受付します。

※事前相談は随時受付しています。しかし、相談にも時間を要しますので、余裕をもってご相談ください。

4. 申出から農振農用地からの除外完了までの期間

除外の申出を受けてから除外が完了（農業振興地域整備計画の変更）するまでには、標準的には概ね9か月程かかります。

次ページの「農業振興地域整備計画の変更フロー」をご覧ください。

お問い合わせ先 本庄市農政課 農地整備係
Tel0495-25-1176(直通)

農業振興地域整備計画の変更フロー

